令和８年度弘前市工芸品魅力向上事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、工芸品を製造し、又は販売する市内の中小企業者等が行う、自社商品及び自社商品のパッケージ開発事業（以下「開発事業」という。）並びに自社商品のプロモーション事業（以下「プロモーション事業」という。）（以下これらを「補助事業」という。）を支援し、本市工芸品産業の活性化と発展を図ることで、市内経済の発展に資するため、令和８年度予算の範囲内において、弘前市工芸品魅力向上事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成１８年弘前市規則第５７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。

(2) 工芸品　青森県が指定する伝統工芸品のうち、弘前市内で製造している伝統工芸品をいう。

(3) 自社商品　自社において製造するオリジナル商品又は自社ブランドとして販売する商品をいう。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、工芸品を製造又は販売する事業者のうち次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 令和８年度弘前市工芸品魅力向上事業費補助金応募要領に基づき採択を受けた事業について補助金の交付の申請をするものであること。

(2) 同一年度内において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないものであること。

(3) 令和６年度及び令和７年度において納付すべき市税等を滞納していないものであること。

２　前項第３号の市税等とは、市が課税するものであって、次の各号に掲げる申請者（補助金の交付の申請をするものをいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

(1) 法人　当該法人に課税されている法人市民税、市県民税（給与特別徴収）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税

(2) 個人　当該個人に課税されている市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(3) 組合又は任意団体　当該組合又は任意団体の代表者（当該組合又は任意団体の構成員としての組合又は任意団体が代表者である場合にあっては、その代表者）に課税されている法人市民税又は市県民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税並びに賦課されている国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

(4) 特別徴収義務者　納税者から徴収した市県民税、入湯税及び宿泊税

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次の各号に揚げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 開発事業　原材料費、機械借上料、委託料、デザイン料、報償費（講師謝礼）

(2) プロモーション事業　カタログ等自社商品のプロモーションツール製作に係るデザイン料、印刷製本費、自社ホームページの開設又は一新に係る委託料（ランニングコストを除く。）

（補助金の額）
第５条　補助金の額は、別表に掲げる補助事業の区分に応じ、それぞれ補助金の額の欄に定める額とする。
（交付申請）
第６条　規則第３条の補助金等交付申請書は、令和８年度弘前市工芸品魅力向上事業費補助金交付申請書（様式第１号）とする。
２　前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
(1) 事業計画書（様式第２号）
(2) 収支予算書（様式第３号）
(3) 中小企業者証明書（様式第４号）
３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
４　第１項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
（交付の条件）
第７条　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第５条の規定により付された条件とする。
(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和８年度弘前市工芸品魅力向上事業費補助金事業変更承認申請書（様式第５号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、各経費区分の相互間における増減額又は各経費区分における減額が２０パーセント未満の変更（補助金総額の増額を伴わないものに限る。）については、この限りでない。
(2) デザイン等は、自社以外のデザイナーへ発注するものとする。
(3) 補助事業を行うために物品の購入等（デザイン等の発注を除く。）をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
(4) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第６号）を提出しなければならない。
(5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和８年度弘前市工芸品魅力向上事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第７号）を市長に提出して、その承認を受けること。
(6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
（交付決定）
第８条　規則第６条の補助金等交付決定通知書は、令和８年度弘前市工芸品魅力向上事業費補助金交付決定通知書（様式第８号）とする。
２　市長は、前条第１号の承認をしたときは、令和８年度弘前市工芸品魅力向上事業費補助金変更交付決定通知書（様式第９号）により、補助事業者に通知するものとする。
（申請の取下げ）
第９条　規則第７条第１項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して７日を経過した日とする。
（実績報告）
第１０条　規則第１２条の補助事業等実績報告書は、令和８年度弘前市工芸品魅力向上事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第１０号）とする。
２　前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（様式第１１号）
(2) 収支決算書（様式第１２号）
(3) 受領証、受領証等支払を証明するものの写し
(4) 開発した自社商品等の写真（開発事業を実施した場合に限る。）
(5) カタログ等製作したプロモーションツールの原本又はデータ及び開設又は一新したホームページ画面を印刷したもの（プロモーション事業を実施した場合に限る。）

３　市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

４　第１項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第６条第４号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して２０日を経過した日とする。

５　第１項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第１１条　規則第１３条の補助金等交付額確定通知書は、令和８年度弘前市工芸品魅力向上事業費補助金交付額確定通知書（様式第１３号）とする。

（補助金の請求等）

第１２条　補助金の請求は、令和８年度弘前市工芸品魅力向上事業費補助金請求書（様式第１４号）を市長に提出して行うものとする。

２　補助金は、前項の請求書が提出された日から３０日以内に口座振替により交付する。

３　補助金は、概算払により交付することができる。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第５条関係）

補助事業	補助金の額
開発事業	補助対象経費の実支出額の合計額の３分の２に相当する額又は 500,000 円のいずれか少ない額以内の額
プロモーション事業	補助対象経費の実支出額の合計額の３分の２に相当する額又は 300,000 円のいずれか少ない額以内の額

備考

１　補助対象経費の実支出の合計額は、当市以外の者から交付される補助金の額を控除した額とする。

２　補助金の額に１円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額とする。

３　開発事業及びプロモーション事業の両方を申請した場合の補助金の上限額は、当該申請につき 500,000 円とする。